

受理官庁 CZ	チェコ共和国工業所有権庁	附属書 C CZ
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	チェコ共和国	
国際出願の作成に用いることができる言語 ^{1,2}	チェコ語、英語、フランス語又はドイツ語	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	チェコ語、英語、フランス語又はドイツ語； 又は、英語及びその他1つの出願言語	
願書の提出に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{3, 4}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める ⁵ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認めない	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はヴィシェグラード特許機構	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁又はヴィシェグラード特許機構	

[次頁に続く]

-
- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
 - 2 国際出願が行われた言語が公開の言語ではなく、国際調査のために翻訳文が要求されない場合（PCT規則12.3(a)），出願人は英語による翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.4(a)）。
 - 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
 - 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26 XMLフォーマットに準拠したものを作成しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
 - 5 関連する受理官庁の通告については、2015年6月25日付公示（PCT公報）101頁以降、及び2022年8月18日付公示（PCT公報）226頁以降参照。

C Z

チエコ共和国工業所有権庁（続き）

C Z

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：チエコ・コルナ (CZK) 及びユーロ (EUR)
---------------	------------------------------

送付手数料	CZK 1,500
-------	-----------

国際出願手数料 ⁶	EUR 1,305 (1,378) ⁷
----------------------	--------------------------------

30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	EUR 15 (16) ⁷
------------------------------	--------------------------

減額（手数料表第4項に基づく）：

電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 196 (207) ⁷
------------------------	----------------------------

電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 294 (311) ⁷
---	----------------------------

調査手数料	附属書D (EP) 又は (XV) 参照
-------	----------------------

優先権書類の手数料	CZK 600
-----------	---------

受理官庁は代理人を要求するか？	不 要
-----------------	-----

誰が代理人として行為できるか？	チエコ共和国で登録されている特許代理人又は弁理士
-----------------	--------------------------

6 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

7 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。